

令和6年10月30日
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」
に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令案」について、令和6年9月13日から令和6年10月14日までの間、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、1件（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見5件）の御意見が寄せられました。

提出された御意見のうち、本件に直接関係する御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

- 1 意見募集期間：令和6年9月13日（金）から令和6年10月14日（月）まで
- 2 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）又は郵送
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見の概要	御意見に対する消費者庁の考え方
<p>問題無いと思います。</p> <p>また、公益通報者保護法においては、兵庫県庁（知事）事件に関する法改正もしくは政令による対応も至急して頂きたいです。</p> <p>公益通報者保護法に関して、その認識はなかった・知らなかったでは済まされない事が当たり前のようにおきております。</p> <p>また、通報者を守るような法整備を至急行ってほしいです。</p> <p>誤認や不正行為と考えるのではなく事実確認を第三者（利益関係のない弁護士や消費者庁担当者を交えて対応する）などご対応頂けると良い</p>	<p>第一文目については、今般の政令案に賛同の御意見として承りました。</p> <p>なお、今般の意見募集は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）等計3本の法律を、国民の生命、身体、財産その他の利益に関わる法律として、八号政令で定める法律に追加することに関するものであり、それ以外の内容については意見募集の対象外としております。</p>

のではないかと思います。

その結果が出るまでは、処分は行えない。また通報者を特定しない及び通報した可能性のある使用者（知事・社長また配下・人事部署）は、一次的に人事権の権限を第三者に譲渡（相談ではなく）しなければならないなど抜本的に対応しなければこのようなことはどこでもおきると思います。

以 上